

国際商事調停とシンガポール条約（2）

GBC（ジービック）大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

1. シンガポール条約

シンガポール条約とは、国際商事調停により成立した和解合意について、執行力を付与することを目的とする条約である。国際商事仲裁に関しては、外国仲裁判断の承認及び執行に関する国際条約（ニューヨーク条約）があるが、シンガポール条約はその調停版といえる。

シンガポール条約（“Singapore Convention”）は、2018年12月20日に国連総会で採択された「国際的な調停による和解合意に関する国際連合条約」（“the United Nations Convention on International Settlement Agreements resulting from Mediation”）の通称である。

2019年8月7日にシンガポールで署名式典が開催された。筆者も式典に参加したが、関連のセミナー、コンフェレンス、レセプション、署名式典が数日間にわたり盛大に開催された。署名式典には、米国、シンガポール、中国、インド、マレーシア、フィリピン、韓国他46か国の代表が参加して署名（現在は53か国が署名）を行った。

同条約は、発効の要件として批准国が3か国以上であることが求められるが、シンガポールを含む3か国以上が批准し、2020年9月12日に発効した。残念ながら日本は未署名国である。

2. シンガポール条約はなぜ必要なのか

国際商取引から発生する紛争解決手段として、調停は、時間と費用が節約できて、当事者間の協調的関係、取引関係の継続が構築されやすいメリットがあり、その需要が高まっている。各国で国際調停機関が創設（2018年に京都国際調停センターが設立）され活発に活動しており、その役割は高まっており、高い注目を浴びている。

しかし、調停により当事者が和解して、

和解文書を交わし解決した場合、執行力に関しては、和解合意書は、通常の契約と相違がなく、当事者が和解合意書に従い任意に履行しない場合、強制執行ができないことがデメリットとなる。また、国境を越えて交わされた和解合意(cross-border settlement)の国際的な執行の承認メカニズムの存在がなければ、相手方の財産所在地である外国での執行ができない。

国際調停の成功率は高く、当事者は、調停による和解文書に従い履行する確率も高いものがあるが、一方、当事者が任意に履行しない場合には、調停手続きに費やした時間と費用が無駄になり、また、最終的紛争解決を遅らせることになる。

シンガポール条約の趣旨は、国際商事調停により成立した和解合意に関して、執行を求められた法域において執行力を付与するスキームを定めて、国際商事調停の利用を促進することにある。

3. シンガポール条約が適用される範囲の調停による和解合意

シンガポール条約は、商業的紛争（commercial disputes）を解決するための調停の結果、当事者間で書面により締結された国際的和解合意（International Settlement Agreements）に適用される。

「国際」（“International”）とは、調停による和解合意の少なくとも、
①二当事者が異なる国に営業所を有する場合、または、
②和解合意の当事者が一国に営業所を有する場合であっても、
(i)和解合意に基づく実質的部分の義務の履行地が異なる国の場合、
(ii)和解合意の対象となる事項に最も密接に関係する地（最密接関係地）の国が異なる場合、国際(international)であると定義される。

国際商事調停とシンガポール条約（2）

GBC（ジービック）大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

4. シンガポール条約が適用されない調停による和解合意

シンガポール条約が適用される調停による和解合意の範囲は国際的(international)、かつ、商業的紛争(commercial disputes)に限られる。

シンガポール条約は、国際的であっても、以下の和解合意には適用されない。

- ①消費者紛争、家族法、相続法及び雇用法上の紛争、
- ②裁判所により承認され、または、手続き継続中に裁判所の面前で締結され、かつ、その裁判国で裁判として執行可能なもの、
- ③仲裁判断として記録され、かつ、執行可能なもの。

5. シンガポール条約に基づく調停による和解合意の執行

国際商取引紛争を調停によって和解合意したにもかかわらず、一方当事者が任意履行をしない場合には、当事者は、執行を求める加盟国の裁判所に対して、シンガポール条約を適用して強制執行を申し立てることができる。

シンガポール条約は、調停による和解合意の執行の方法については具体的に規定を置いていない。同条約の加盟各国にその執行の方法を委ねている。

同条約第3条では「各締約国は、本条約に規定する条件の下で、自国法に従って、和解合意を執行しなければならない。」としている。

執行付与の方法については、執行が申し立てられた国の執行手続きを尊重して、同条約に定められた条件に従って行われることになる。

6. シンガポール条約に基づく執行申立の要件

シンガポール条約に基づき執行を求める当事者は、和解合意が調停によるものである要件として、執行を申立てる裁判所に以下の要件を満たす証拠を提出しなければならない。

- ①当事者全員により署名された和解合意書
- ②当該和解合意が調停から生じたものであることの証拠、例えば、
 - (i)当該和解合意書上の調停人の署名、または、
 - (ii)調停人により署名された、調停が行われたことを示す書類、または、
 - (iii)調停手続きを管理した調停機関による認証謄本。
 - (iv)当該裁判所が承認する他の証拠

7. 執行拒否事由

和解合意の執行申立てがされた場合、執行申立てを受けた裁判所は、相手当事者からの申立てに基づき、執行拒否事由を審理し、裁判所の裁量で執行を拒否することができる。

- 執行拒否事由としては、
- ①和解合意の内容が拘束力を有しないか、最終的なものではない場合、
 - ②後から修正されたものである場合、
 - ③調停に適用されるべき基準について、調停人による重大な違反があり、その違反が無ければ、当事者はその和解合意を締結しなかったであろう場合、
 - ④調停人の中立、公正性に正当な疑義があり、調停人が当事者に対して開示せず、その不開示が当事者に重大な影響を与え、それが無ければ和解合意を締結しなかったであろう場合、
 - ⑤いずれかの当事者が能力を欠く場合等が挙げられる。